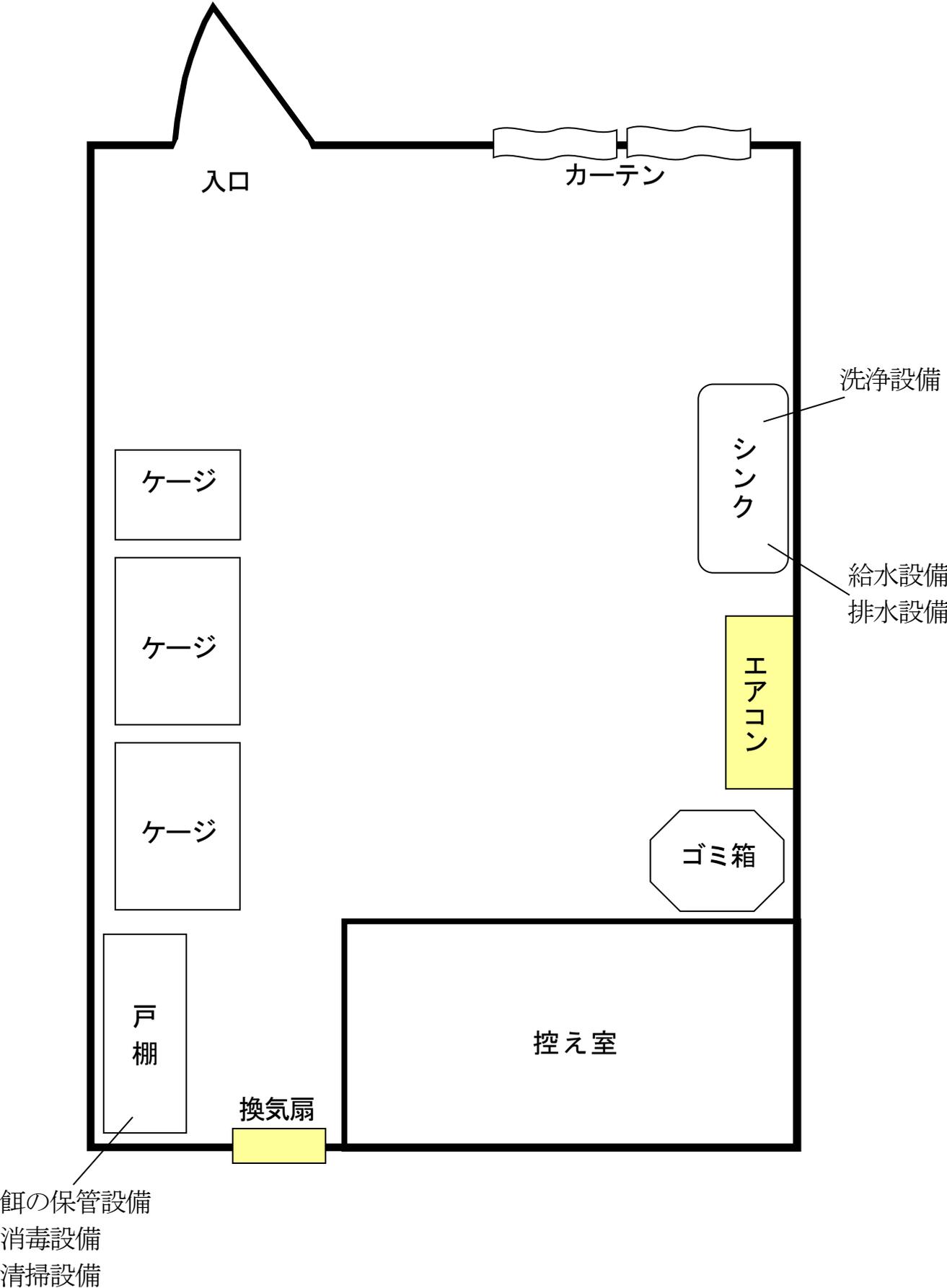


第二種動物取扱業 飼養施設の平面図（記入例）



平面図には、以下の事項を書き入れて下さい。

チェック欄	動物愛護管理法施行規則 第10条の6第2項第2号のイ〜ルに定める事項	具体例
	イ ケージ等	ケージ、かご、水槽等
	ロ 給水設備	給水栓
	ハ 消毒設備	消毒薬の収納場所
	ニ 餌の保管設備	餌の収納場所
	ホ 清掃設備	清掃道具の収納場所
	ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備	カーテン、ブラインド等
	ト 訓練場	(訓練を行う場合のみ必要)
以下は、これらの施設を設置している場合にご記入ください。		
	チ 排水設備	水周り (シンク等)
	リ 洗浄設備	
	ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備	ゴミ置き場
	ル 空調設備 (屋外設備を除く)	エアコン、換気扇等

「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第3条で定める飼養施設・設備の構造、規模は、次のとおりです。

- 一 飼養施設は、施行規則第10条の6第2項第2号イからトまでに掲げる設備を備えること。
- 二 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
- 三 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
- 四 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- 五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。
- 六 飼養施設の床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。
- 七 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。
- 八 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- 九 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- 十 ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。
 - ロ 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
 - ハ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ニ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
 - ホ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- 十一 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。
- 十二 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。
- 十三 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。